

随意契約（相手方指定）調書

件名	検診車（CR及び間接）による結核検診業務委託	No.5200313
工（納）期	平成25年 3月31日	
契約締結日	平成24年 4月24日	
契約金額	推定総額 1,646,500円（消費税込み）	

契約相手方	財団法人 東京都結核予防会
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 4. 13

### 業者選定理由書

<p><b>件 名</b></p>	<p>検診車（C R及び間接）による結核検診業務委託</p>
<p><b>指名業者(案)</b></p>	<p>名 称 （財）東京都結核予防会                  所在地 東京都墨田区両国四丁目5番9号                  代表者 理事長 石館 敬三</p>
<p><b>特 命 理 由</b></p>	<p>本件は、結核の発生率が高い山谷地区や結核の発生があった事業所等のC R検診車による検診（撮影及び読影）、及び日本語学校就学生を対象としたX線間接撮影者による検診の業務委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件業務のうち、所在地が安定しない山谷地区の宿泊者の場合には、検診終了後即時に結果を対象者に伝え、適切な対応を行えるよう指導できることが求められる。そのため、検診車に同乗する医師により検診業務を行う必要があり、X線間接撮影車とC R検診車を保有し、かつ、読影医師を配置している必要がある。そのような、検診業務を提供できるのは、都内に上記業者のみである。</p> <p>② 上記業者は、平成23年度も本件業務を受託しており、これまでの履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p><b>その他特記事項</b></p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>